

横浜市鶴見区及び神奈川区選挙管理委員会委員並びに同補充員各4人の選挙

1 投票回数（2区一括で2回）

- (1) 委員選挙
- (2) 補充員選挙

2 投票用紙

鶴見区	・・・	黄色	} 区名を表記
神奈川区	・・・	緑色	

3 投票用紙の記入方法

投票用紙に被選挙人の氏名（1人）を自書する。

[公職選挙法第46条第1項を準用]

4 投票箱

区ごとに1箱、計2箱